

留守家庭児童育成室における食物アレルギー対応等について

留守家庭児童育成室(以下「育成室」という。)においては、学校給食で提供されない食品を含んだ補食(おやつ)やクッキング保育での食事(以下「補食等」という。)は提供していません。

1 育成室の補食等で提供しない食品

- (1)えび、かに、くるみ、そば、落花生(ピーナッツ)、アーモンド、カシューナッツ、あわび、いくら、キウイフルーツ、バナナ、まつたけ、やまいも
- (2)生で食べる果物(みかん・ポンカンは除く)、加熱していない野菜と魚介類
- (3)こんにゃくゼリー

2 育成室における食物アレルギー対応の流れ

上記1(1)の食品以外の食物アレルギーがある児童については、アレルギー対応をいたしますので、以下に示すアレルギー対応の流れを御確認の上、児童の在籍育成室指導員へ御相談ください。

- (1)医療機関にて学校や育成室でのアレルギー対応が必要なことを確認
- (2)医師が記入した学校生活管理指導表の写しを育成室へ提出(毎年度)
- (3)提出された生活管理指導表を基に、在籍育成室指導員と食物アレルギー対応について協議
- (4)(3)で確認したことを基に、育成室における食物アレルギー対応開始
- (5)量を調節して食べる「慣らし食」は行いません。児童の安全を最優先に対応しますので、「食べるか」「食べないか」の対応を行います。「慣らし食」を御家庭において実施している期間は、育成室においては、「食べない」対応を行います。

3 加工食品について

加工食品については、アレルギー原因食材を原材料として使用していないものであっても、同一生産ラインでアレルギー原因食材を含んだ別の加工食品を製造している場合等、生産上の都合により、提供する加工食品にアレルギー原因食材が微量に混入する可能性があります。

また、海藻類、小魚類を原料とする食品は、えび、かになどの海産物が混ざる漁法で原料を採取し、成分が微量に混入している可能性があります。

上記のような微量な成分混入の可能性がある食品を食べて、アレルギー反応が出る場合については、お子様の安全のためにも、おやつ提供中止の手續をお願いいたします。

4 おやつ提供中止の手續について

おやつ提供の中止を希望される方は、在籍育成室指導員へ御相談の上、放課後子ども育成室にお問い合わせください。

おやつの提供を中止した場合は、御自宅からおやつを持参していただくこととなります。

5 その他

申し出内容と異なる食品を食べて異変や症状が出た場合は、医師の診断を受け、その結果を速やかに育成室へお知らせください。

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室
電話 06-6384-1599 FAX 06-6380-6771
メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp